取手市随意契約見積心得

(目的)

第1条 この心得は、取手市が行う随意契約における見積書の徴取その他の取り扱いについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)、同法施行令(昭和22年政令第16号)及び取手市契約規則(昭和58年規則第14号)その他の定め(以下、「法令等」という。)があるもののほか、見積りをしようとする者(以下、「見積者」という。)が守らなければならない事項を定めるものとする。

(見積者の資格)

第2条 見積者は、当該随意契約について、取手市から見積参加者としての通知(以下、「見積依頼書」という。)を受けた者でなければならない。

(公正な見積りの確保)

- 第3条 見積者は、次に掲げる行為を行ってはならず、独自に見積価格を決定 しなければならない。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第53号)及び刑法(明治40年法律第45号)等に抵触する行為を行うこと。
 - (2) 他の見積者と見積価格又は見積意思について相談を行うこと。
 - (3) 契約の相手方の決定の前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示すること。

(見積り等)

- 第4条 見積者は、取手市の見積依頼書及び仕様書、設計書、図面、現場説明書等(以下、「仕様書等」という。)を熟覧のうえ、見積りしなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは取手市に説明を求めることができる。
- 2 見積者は、見積書を作成し、封かんのうえ、見積依頼書に示した日時及び 場所において提出しなければならない。
- 3 見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載するものとする。ただし、取手市が別に指示するものについては、その指示によるものとする。
- 4 見積書は、取手市が特に認めた場合に限り、書留郵便等により提出することができる。この場合においては、封筒に見積書在中の旨を朱書し、見積件

名及び見積日時等を記載し、取手市へ提出しなければならない。

5 見積書を提出した後は、開封の前後を問わず引換、変更又は取消をすることはできない。

(代理人による見積り)

- 第5条 見積者は、代理人に見積りさせるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 2 見積者又は見積者の代理人は、当該見積りに係る他の見積者の代理をすることはできない。

(見積りの辞退)

- 第6条 見積者は、契約の相手方の決定に至るまでは、いつでも見積りを辞退 することができる。
- 2 見積者は、見積りを辞退するときは、見積辞退届(別記様式1号)を取手 市へ提出するものとする。
- 3 見積依頼書に示した期日を過ぎても見積書を提出しない場合は、当該見積 者が見積りを辞退したものとみなす。
- 4 見積りを辞退した者は、これを理由として以後の入札及び見積りへの参加 について、不利益な扱いを受けない。

(見積りの取り止め等)

- 第7条 見積者が法令等又は第3条の定めに抵触する疑いがあるとき等々,取 手市が必要と認めるときは,見積者による見積書の比較検討(以下,「見積合せ」という。)の執行を延期し,又は取り止めることがある。
- 2 前項の場合において、取手市が調査を行うときは、見積者は当該調査に協力しなければならない。
- 3 見積書の提出にあたって、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、見積合せの執行を延期し、又は取り止めることがある。

(再度見積り)

- 第8条 見積合せにおいて、提出された見積書に予定価格の制限の範囲内の価格の見積りがないときは、必要に応じて再度見積りを徴取させることができるものとする。
- 2 郵送での入札をしたものが再度入札する場合には、FAX またはメールで見 積書の提出を行う。また、送信後は必ず担当者への電話連絡を行う。さらに FAX またはメールで提出した見積書は後日、正式な見積書を郵送または持参 にて提出をすること。

(無効の見積)

- 第9条 次の各号の一に該当する見積は無効とする。
 - (1) 見積依頼書に示した日時及び場所に提出されなかった見積り

- (2) 委任状を持参しない代理人のした見積り
- (3) 記名押印を欠く見積り
- (4) 金額を訂正した見積り
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- (6) 取手市から示した条件以外の条件を付した見積り
- (7) その他この心得に違反した見積り

(契約の相手方の決定)

- 第10条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で、最高又は最低の価格であるものを契約の相手方とするものとする。ただし、契約の相手方となるべき者の見積価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、予定価格の制限範囲内の価格をもって見積りした他の者のうち、最高又は最低の価格をもって見積りしたものを契約の相手方とすることができるものとする。
- 2 契約の相手方の決定がなされたときは、その場で当該見積者にその旨を発 表する。

(同価格の見積者が2人以上ある場合の契約の相手方の決定)

- 第11条 契約の相手方となるべき同価格の見積りをした者が2人以上あると きは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する ことができるものとする。
- 2 前項の場合において、当該見積りをした者のうちくじを引かない者、又は 郵送で見積もりを提出した者は、代わりに見積り合わせに関係のない職員に くじを引かせることができるものとする。

(契約保証金等)

- 第12条 契約の相手方は、契約の締結にあたり、取手市に契約金額の100 分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供 しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合 は、この限りでない。
- 2 契約保証金の納付を免除された理由が公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結によるものであるときは、当該保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券又は保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券を取手市に提出しなければならない。

(契約の締結等)

第13条 契約の相手方は、契約書の作成を要しないと認められた場合を除き、 取手市から交付された契約書の案に記名押印し、契約の相手方として決定の あった日から7日以内に、これを取手市に提出しなければならない。ただし、 特別な事由があると認められる場合は、取手市の承諾を得て、この期間を延 長することができる。

2 契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方は、契約決定後速 やかに請書を取手市に提出しなければならない。ただし、取手市がその必要 がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立)

第14条 見積者は、見積書の提出後、この心得、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第15条 その他見積合せに際しては、すべて取手市の指示に従うものとする。

別	紙	镁ェ	弋第	1	뭉
/-	11-4	1-7	4/14	_	

本件責任者:氏名連絡先担 当 者:氏名連絡先

見 積 辞 退 届

件 名 :

上記について、都合により見積りを辞退します。

【辞退理由】

※辞退理由欄の記入は任意です。

年 月 日

住 所 商号又は名称 代表者名

取手市長

殿